

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
① 交付要綱別表とQ&Aの内容の相違について	80	指摘	((10) - ①) 「LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費」は、交付要綱別表3にて交付対象外経費の例としてあげられている一方、みやぎ環境交付金事業Q&Aでは交付対象となり得ると記載されている。これはQ&Aの改訂が遅れていることによるものであり、公表情報の正確性を損なうおそれや、申請誤りを招くおそれがある。	要綱、Q&A等の一貫性確保のため、関係個所を同時に改訂、公表するための情報更新のプロセスを整備する。
② 仙台市のアクションプログラム推進事業及び省エネ家電買い替えキャンペーン事業（メニュー選択型）について	81	意見	((10) - ②) アクションプログラム推進事業は、次世代自動車を導入する中小企業者に対し補助を行う事業であり、事業費や次世代自動車の導入実績は計画比で10～20%ほどの微増の推移となっているが、CO2削減効果は計画比で約3倍となっている。 同様に、省エネ家電買い替えキャンペーン事業においても、事業費が計画比で横ばいの推移となる一方で、CO2削減効果	CO2削減効果が計画対実績で大きく増加している場合は、より高い事業効果を得られた背景を確認し、今後の施策に活かせるよう、変動理由について適切な検証を行う。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			は計画比で約3倍となっている。 しかしながら、これらの著しい増加の背景について、県による検討、確認はなされていない。	
③ 石巻市の 公用車へのPHEV導入事業（メニュー選択型）について	81	指摘	((10) - ③) 本事業は、ガソリン車をPHV車へ置き換えることを目的とした事業であるが、市の算定したCO2削減効果は、置き換え前のガソリン車の二酸化炭素排出量のみに基づき計算されている。この場合、置き換え後のPHV車からの二酸化炭素排出量がゼロであることが前提となるが、この点について何らの説明、検討がなされていない。	CO2削減効果の算定方法が実態と整合しているか、算定方法の前提が適切か、といった点について、適切な検証を行い、交付の決定に利用する情報の正確性を確認する。
④ 石巻市の 太陽光発電等普及促進事業（メニュー選択型）について	82	指摘	((10) - ④) 事業実施に際して市から提出された事業実施計画書及び実績報告書において、それぞれCO2削減効果が記載されている一方、同事業実施計画書及び実績報告書にて「算定根拠資料が別にある場合は添付すること」とされているにもかかわらず、算	CO2削減効果が記載されている以上、算定根拠資料が存在することは明らかであるため、根拠資料について適切に徴求を行う。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			定根拠資料の提出はなされておらず、未提出の背景についても文書化されていない。	
⑤ 登米市の 公用車P HV導入 事業（メ ニュー選 択型）に ついて	82	意見	（（10）－⑤－1） 要綱等への抵触はないものの、購入するPHV車が計画時点から変更され、よりハイブリッド燃料消費率の低い車両が購入されている点について、変更理由等の説明、検討がなされていない。また、車両変更との因果関係は定かではないが、CO2削減量は計画から約60%減少している。	二酸化炭素削減量は燃料消費率のみで図られるものではないが、特にCO2削減効果の実績が計画を大きく下回っているような状況下では、車種変更等、支出内容の変更理由の合理性についても、適切な検証を行う。
	82	意見	（（10）－⑤－2） 実績報告書上、CO2削減効果は様式に則り実績値のみが記載されていることから、計画と実績が比較できるような形で記載はなされておらず、上記CO2削減量の減少の背景についても検討、確認がなされていない。	事業効果という重要な指標であることを考慮し、計画値と実績値の比較が容易になるよう、両者を併記する枠を設ける。

項目	ペ ジ	区 分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
⑥ 村田町の ソーラー 証明及び PHV導 入を契機 としたC O2削減 と防犯・ 防災対応 能力向上 事業（市 町村提案 型）につ いて	83	指摘	((10) - ⑥ - 1) 交付要綱には、交付決定に係る年度の2月末までに事業実績報告書を提出することが定められているが、町は計画期間を2月末から3月末まで延長する内容の計画変更承認申請書を3月28日に提出し、その後みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実績報告書の提出がなされていることから、提出期限の遅延が認められる。当該遅延については両自治体の担当者間でコミュニケーションが行われ、関係者への情報共有もなされていたことから、計画変更及び事業実績報告書は通常と同様に承認されているが、遅延の事実に関する県の判断は文書化されていない。したがって、承認プロセスの合規性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。	交付金制度の透明性と公平性を維持するため、県は遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う。 また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
	84	指摘	((10) - ⑥ - 2) 交付金を財源として導入する設備の種類を変更したケースがあり、みやぎ環境交付金事業Q & Aに照らして事業計画の変更承認が必要となる状況に該当するにもかかわらず、町及び県の担当者は、費目間での流用が生じないことから、計画の変更承認は不要と判断していた。このため、事業計画の変更承認申請及び県による変更承認が行われておらず、上記Q & Aへの抵触が認められる。	関係者が変更承認の可否を適切に認識・判断できるよう、指導及び情報周知を強化し、規定に基づいた手続を遵守する体制を整備する。
(11) 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ-				
① 森林環境譲与税とみやぎ環境税を併用した事業について	94	指摘	((11) - ①) 県は県税のみやぎ環境税と国税の森林環境譲与税について、使途を明確にわけていと公表している一方で、市町村が行う事業において、みやぎ環境税と森林環境譲与税を併用して行っている事業が存在する。県は該当の事業について、既存事業の補助裏に森林環境譲与税を充当しているため、単なる財源付け替えであり、森林環境譲与税の	みやぎ環境税と森林環境譲与税の使途の違い、及び併用は不可であることを、市町村に対して丁寧な説明が必要である。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			趣旨である未整備森林の追加的な解消にも当たらないことから、森林環境譲与税を使用する事業ではないと認識している	
②市町村での活用状況について	95	意見	((11) - ②) 森林環境譲与税について、市町村別の活用率（活用実績／国から市町村への譲与額）が低い市町村が複数存在しており、本制度の目的を十分に果たせていないおそれがある。	市町村の活用率にはばらつきがあるため、特に活用率が非常に低い市町村に対し積極的な意見収集を行い、必要な措置を県の事業として行う。また森林が少なく、単独では事業を行うことが難しい市町村に対しては、県全体での連携ができるよう働きかけを行う。
③市町村での活用状況一覧の公表について	96	意見	((11) - ③) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律では、県は森林環境譲与税を、「同税を用いた市町村による森林整備」の支援のために活用することとされているため、県による事業効果は、各市町村における活用実績で図られるべきと考えられる。この点、各市町村における活用実績の情報は、県により把握されているものの、一覧性のある総合的な活用実績の情報は公開されておらず、事業効果が県民	市町村の活用実績一覧を県の事業効果として開示する。

項目	ペー ジ	区 分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			へ適切に示されていないおそれがある。	
④県民への 周知につ いて	97	意見	((11) - ④) 「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の目的の違い及び使途のすみわけについて、専門性が高いことにより県民に理解しづらいように見受けられる。県知事も令和6年6月3日の記者会見において、すみわけを周知することの必要性に言及していたものの、みやぎ環境税に関する県のホームページにおいて資料「「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要」にとどまっており、県民に二重課税との懸念を払拭できていない可能性がある。	負担している県民の理解を促進するため、両税の目的及び使途のすみわけについて、より平易な表現で、継続的に行うことが望ましい。

2 個別検出事項

(1) みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業

【事業の概要】

① 事業目的

2050年ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の事業活動に起因する二酸化炭素排出量の一層の削減を図るため、県内事業者等による再エネ・省エネ等の取組みを総合的に支援する。

② 事業内容

省エネ・再エネの設備導入や研究開発等に要する経費の一部助成、省エネ・再エネの課題解決を支援するコーディネーターの派遣、脱炭素燃料研究会の開催等を行う。

③ 所管部局・課

環境生活部 環境政策課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・ 補助金等交付規則
- ・ みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和３年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	281,411	310,044	313,266
決算額	263,902	296,141	309,321

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度ＣＯ２削減効果(ｔ－ＣＯ２)）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画	3,835	4,588	2,672
実績	2,269	3,171	2,407

【指摘及び意見】

① 事業効果の設定について

本事業は①高効率設備等導入事業、②再生可能エネルギー等設備導入事業及び

③研究開発等事業の3メニューから構成されており、各メニューの採択率（交付決定数/交付申請数）は下表の通り推移している。

【メニュー別の採択率の推移】

単位：％	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①高効率設備等導入事業	82.0	93.8	91.9
②再生可能エネルギー等設備 導入事業	53.8	30.8	58.1
③研究開発等事業	33.3	66.7	40.0

出所：環境政策課作成資料

事業効果であるCO₂削減効果を最大化する上では、CO₂の排出を抑制する①のメニューよりも、そもそもCO₂を排出しない②のメニューの方が、基本的に費用対効果が高いものの、②の採択率は①に比して低水準で推移している。

さらに、令和5年度においては、①のメニューで交付額が当初予算を下回る一方、②のメニューでは交付額が当初予算を上回り、結果として、①のメニューでは補助要件を満たせば基本的に申請が採択されている一方、②のメニューでは各申請内容が吟味され、環境負荷低減効果が特に大きい申請等が優先的に採択される状況となっている。

したがって、②のメニューにおいて、事業効果に関する機会損失が一定程度の規模で生じていることが考えられ、事業効果の最大化のために最適な予算配分がなされているとは言い難い。

この点、県としては、事業効果の最大化のみならず、経済的余裕の少ない中小事業者にも幅広く補助金を交付すること等も考慮しており、比較的少額での設備投資が可能な①への予算配分を優先している（令和6年10月29日に実施した担当課（環境政策課）に対する質疑応答）。

（意見1）

県は設定された事業効果の最大化のみならず、中小事業者への支援等の側面を考慮して予算配分等の意思決定を行っているが、このような側面は事業効果とし

て設定ないし定量化されていないため、事業全体での予算配分の客観性の確保が困難となっている。したがって、このような側面についても、可能な限り事業効果として設定ないし定量化し、客観的な評価を通じた予算配分の最適化が可能となるよう努めるべきである。

具体的には、中小事業者にも幅広く補助金を交付する可能性も考慮し、中小企業による実行の対象となりやすいメニューの採択率ないし採択数を予算配分の際に考慮する指標とすること等が考えられる。

② チェックリストの項目見直しについて

各メニューにおいて申請時に用いられる「実績報告書提出物チェックリスト」では、「補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し」の提出が求められているが、振込先が当座預金の場合等においては、預金口座の番号が存在するのみであり、通帳やキャッシュカードは存在しないことから、これらの資料の提出は不可能である。

このため、結果的にチェックリストに定める振込先金融機関に関する資料が提出されていない申請が存在し、チェックリストの当該項目を空欄としたまま実績報告書及び本チェックリストが県に提出されているケースが複数確認された。

(意見2)

チェックリストは提出書類の網羅性を確認するうえで重要な資料であり、空欄としたまま提出及び県による確認がなされている現状は、提出書類の不足を見逃すことに繋がるおそれがある。

したがって、チェックリストの項目が実態にそぐわない状況が識別される場合、適時に項目の見直しを検討すべきである。また、仮にチェックリストが空欄となる場合であっても、申請者がその旨や根拠に関する説明を記載し、県が確認作業時に証跡を残す等、チェックリストの実効的な利用に繋げるための運用の周知・指導がなされるべきである。

③ 誓約書・自認書における押印について

県は行政手続のデジタル化や書面等の簡素化による県民の利便性向上や庁内業務の効率化を目的とし、他の手続に比してより厳格な確認が必要とされる誓約書

や同意書、証明書などについても、各所管部局・課の判断で押印を不要とすることを可能としているため、本事業においても、令和5年度から、誓約書や自認書への押印は不要とされている。環境政策課は当該方針を採用した際、誓約書や自認書の様式を変更し、署名欄の横にあった押印欄を削除しているが、その他の手段による明文化は行っていない。

このため、本事業において申請者から書面で提出される誓約書や自認書には、申請者による押印がなされているものといないものが混在している。

(意見3)

県民の利便性向上を目的の一つとして文書への押印を省略可能としているにもかかわらず、押印がなされている文書が散見されるのであれば、県は押印廃止の目的が十分に達成されるよう、事業に関するQ&A等において、押印は省略可能であることについての明文化・周知を行うべきである。

④ 経過報告業務の有効性について

各事業において交付金が確定し、支払がなされることで事業が終了した後も、事業実施後の状況確認、事業効果の継続的把握を目的として、各事業者は事業実施後翌々年度の4月末まで、事業経過報告書の提出による経過報告が求められている。当該経過報告には、各事業者における事業実施後の事業効果を把握することで、導入設備の適切な使用や効果の検証、更なる省エネ・再エネへ向けた環境産業コーディネーターの伴走支援に繋げるといった目的がある中（令和6年10月29日に実施した担当課（環境政策課）に対する質疑応答）、各種事業者の情報を集約した一覧表の作成等も行われているものの、集約した情報から示唆を得るために必要となる、分析結果の文書化等も行われていない。

(意見4)

経過報告により集約した情報から示唆を得るために必要となる、分析結果の文書化等がなされていないという事実は、当該経過報告が今後の施策に活かすための広範な視点での検討、議論に繋がっていないことを示唆しており、上記業務の有効性に疑念を生じさせる。

県は業務の有効性を高めるため、広範な視野での分析、議論を行い、これらの業務から得られた知見を文書化して共有可能にすることで、検証結果をより一層今後の施策に活かしていくべきである。

⑤ 高効率設備等導入事業について

ケース 1

交付要綱第 12 においては「補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。」と定められているところ、提出期限の繰り下げについての文書化がなされないまま、高効率設備等の導入にかかる事業完了後、一月を超過して提出されたみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業実績報告書を、承認している事例が確認された。

県は、提出遅延は書類作成に時間を要していることによるものでありやむを得ないものという判断の下、実績報告書を通常と同様に承認しているが、上記の判断について特段の文書化はなされていない。

ケース 2

高効率設備等導入の申請に当たり、補助金交付申請書の添付書類として県に提出された補助対象一覧表の記載内容が、添付書類である見積書や収支予算書と整合していない事例が確認された。具体的には、補助対象一覧表において、ボイラ制御盤2台の記載が漏れている。この事例では、県による追加の確認等や申請書の差し戻し等が行われた形跡はなく、補助金交付申請書は通常と同様に承認されている。

ケース 3

高効率設備等導入の申請に当たり、補助金交付申請書の添付書類として、相見積りの証跡である 2 社の見積書が提出されている。これは、交付要綱別表 6 にて、補助金交付申請書の添付書類として、事業に関する参考見積書（2 社以上の

相見積もり）の提出が求められていることに則ったものである。両見積書を確認したところ、下記の事項が識別されたが、この点について、県による追加の確認等は行われておらず、補助金交付申請書は通常と同様に承認されている。

- ・地理的に非常に近接している
- ・見積書の内訳書の情報が、いずれも内訳、数量、単位、単価、金額、備考の順に表形式で記載されており、類似性が認められる
- ・2社の見積書の日付が一致している

なお、本外部監査の過程で県による追加の検証手続きが行われた結果、2社の間に密接な関係は識別されていないことから、これらの事項は補助金交付の正当性を損なうものではない。

(指摘1)

必要資料の提出の遅延が生じているにもかかわらず遅延に関する県の見解が文書化されないまま承認が行われる場合、承認プロセスの合規性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。交付金制度の透明性と公平性を維持するため、県は遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う必要がある。

また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、県は提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する必要がある。

(指摘2)

提出された添付書類に不一致がみられるにもかかわらず、追加の確認作業や訂正を求める措置が取られない場合、不正確な情報に基づく承認行為を招き、結果として交付金の適正な交付が妨げられる可能性がある。

ケース2では、補助対象一覧表に不備が認められることから、本来であれば申請書を一度差し戻し、不備を解消したうえで改めて申請書の承認がなされる必要がある。また、仮に差し戻しを行わない場合であっても、当該不備が生じた理由について申請事業者への確認等を行い、正確な情報を文書化したうえで承認がなされる必要がある。

(意見5)

県は、取引の透明性を確保し、正当な取引価格を超過する交付金が交付されることを防止するために相見積もりを行っており、適切な相見積もりが行われていない場合はその実効性に疑義が生じ、ひいては県の予算の適切な執行を害するおそれがある。したがって、本ケースにおいては実質的な問題が識別されなかったものの、県は提出された見積書を、適切に取得された相見積もりではないことを示唆する要素がないかという観点で批判的に検証し、仮にそのような要素が検出された場合は、供給業者の選定過程の確認等の追加的な検証手続を行うことで、交付金の使途の透明性を確保すべきである。

⑥ 再生可能エネルギー等設備導入事業について

再生可能エネルギー等設備の導入にかかる申請に際しては、みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業(再生可能エネルギー等設備導入事業)提出書類確認表(チェックシート)の提出が必要となっているが、同資料において、申請者によるチェック証跡のない項目が複数存在する。また、申請者によるチェック証跡がないことについて、県がその正当性を確認した証跡もない。

さらに、上記補助金の確定に際して県が作成する補助事業履行確認調査復命書において、①実績報告書の提出日、②対象事業者の住所及び③国の補助金交付額が、鉛筆書きで修正、又は、加筆した箇所が3箇所存在するが、修正者、修正日及び訂正印は残されていない。

(意見6)

チェックシートは必要資料が漏れなく提出されたことを確認するために用いられるシートであるため、チェック証跡が存在しない場合は、申請時の資料提出に漏れが生じるおそれや、県側での確認状況を事後的に確かめることができないおそれが生じ、ひいては資料提出及び確認作業の透明性・有効性が低下することとなる。したがって、仮に該当がない項目であっても、斜線を引く等の方法でその旨を明記すべきである。

また、チェック作業の責任関係を明確にするためには、チェック証跡が申請事

業者及び県のいずれによって残されたものであるのか、判別可能にすることが望ましい。したがって、チェック欄を申請事業者と県の担当者がそれぞれチェック証跡を記載できるよう、チェックリストのチェック欄を複数設けたり、県が確認した証跡については記載に用いる用具や色、記載方法を統一したりすることが望ましい。

(意見 7)

補助事業履行確認調査復命書は、申請事業者から提出された事業実績報告書の内容について、補助金交付規則に則り県の担当者が調査・確認した結果を知事へ報告する資料であるため、その内容が鉛筆で加筆修正されており、修正者や修正日が不明になっているという事実は、手続の透明性・正当性を損なうおそれがあるという点で望ましくない。したがって、修正履歴を適切に把握・管理できるよう、訂正印を残す等の対応を行うべきである。

⑦ 研究開発等事業について

県は事業者による研究開発等事業の実施後、内部資料である「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」を用いて、事業の実施結果の妥当性を確認する作業を行っている。同チェックリストでは、補助対象経費における経費区分別の予実分析が行われており、当該予実分析のフォーマット上に「乖離が過大（20%超）な理由」という記載項目が設けられている。この点、旅費について予実の乖離が61%と大きくなっているものの、金額がいずれも数万円程度で重要性に乏しく、また、別途事業者から金額乖離に関する事前の情報共有もなされていたということから県は特筆すべき対応は不要と判断したものの、乖離が過大であることが正当であることの理由を記載していなかった。

(意見 8)

予実の乖離が所定の水準である20%を超えているにもかかわらず担当者の判断の根拠が適切に文書化されておらず、他の者による客観的な検証が困難になっているという状況は、予実分析の形骸化をもたらすおそれがあり、望ましくない。経費の予実乖離が大きい場合には、その理由を明確に記載することが重要で

あり、仮に重要性が乏しいと判断された場合であっても、その根拠を適切に文書化すべきである。また、重要性の判断が恣意的なものとならないよう、例えば金額的な閾値を定めるといった対応を行うべきである。

(2) 2050ゼロカーボン推進事業

【事業の概要】

① 事業目的

2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策と気候変動適応策の必要性に関する更なる普及を目指し、環境配慮行動の実践に向けた普及啓発施策を総合的に実施する。

また、新たに設置予定の地球温暖化対策地域協議会（「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の後継組織）を核として、ゼロカーボン社会実現に向けた県民運動・ムーブメントを推進する。

② 事業内容

ア 地球温暖化防止活動推進員に対する活動支援

地域で地球温暖化の現状や対策に関する普及などの活動を実施いただくボランティアである「地球温暖化防止活動推進員」の新規養成研修を実施（実施回数3回／年）

イ 家庭向け省エネ診断の推進

家庭からの二酸化炭素排出量を可視化し、環境省が認定した診断士が省エネに向けたアドバイスを行う「うちエコ診断」の実施機関への補助を実施（補助件数166件／年）

ウ 新たな地球温暖化対策地域協議会を核とした普及啓発

新たに設置予定の地球温暖化対策地域協議会と連携した普及啓発イベントやセミナーの開催を通して、地球温暖化対策等に係る普及啓発を実施、ゼロカーボン社会実現に向けた機運醸成を図る

エ SNSやスマホアプリを活用した環境配慮行動の促進

SNSを活用した情報発信・キャンペーン及び環境配慮行動促進アプリ「ecoチャレンジみやぎ」の運用等を通し、環境配慮行動の実践を促す

③ 所管部局・課

環境生活部 環境政策課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・うちエコ診断支援事業補助金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	39,526	31,674	24,941
決算額	20,186	30,748	24,458

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	518	16,297	95
実績	81	70	70

【指摘及び意見】

① 令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果（計画値）の誤りに
ついて

令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果（計画値）は16,297 t-CO₂となっているが、この数値には誤りがあり、正確には463 t-CO₂である。このように大きな乖離があるにもかかわらず、この誤りは当年度まで認識されていなかった。

当該事業のCO₂削減効果の計画値は、うちエコ診断の受診者数に診断で提案したCO₂削減策の実施による削減見込みを乗ずることで算定しているが、計画値を算定する際の表計算ソフトの算定式に誤りがあったことが直接的な原因となっている。

なお、上記事業の概要⑦に記載のとおり、令和4年度の計画値は令和3年度の計画値比で約3.1倍、令和5年度の計画値比で約17.1倍と非常に大きくなっており、また、令和4年度の実績値は計画値を99.9%下回っていることから、時系列での分析、又は計画と実績を比較する分析が適切になされていれば、計算誤りを異常値として識別することは容易であったと考えられる。

※うちエコ診断：家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専用ソフトを用いて、地域の気候や家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省CO₂、省エネ対策を提案するもの

(指摘1)

事業効果の計画値の算定結果に大きな誤りがあるにもかかわらずこれが見逃されている事実は、県による事業効果の検証が適切になされていないことを示唆するものである。

事業効果は事業の成果そのものであり、時系列での推移や、計画と実績の乖離状況を分析、検証することで、成果を評価するのみならず、事業上の課題を特定し、今後の施策の改善に活かすうえでも重要な指標である。このような検証が適切になされないまま財源が支出される場合、財源が効果的に活用されない懸念も大きくなる。

このように、上記の誤りは、単なる計算誤りにとどまらず、事業効果の適切な検証プロセス、ひいては財源の活用の有効性にも懸念を生じさせるおそれがあることから、県はより効果的な財源の活用を模索すべく、適切な事業効果の分析・検証を行う必要がある。

(3) スマートエネルギー住宅普及促進事業

【事業の概要】

① 事業目的

高止まりする家庭部門のＣＯ２排出量を削減するとともに、特に震災後において、災害時でもエネルギーを確保できる自立・分散型システムの普及が重要な課題となっていることから、住まいにおける消費エネルギー量をできるだけ減らすとともに、必要なエネルギーを再生可能エネルギー等で賄うことで、環境負荷が少なく、災害時にも電気や熱を確保できる住まいの普及を促進する。

② 事業内容

環境負荷が少なく、かつ災害時にも電気や熱を確保できる住まいの普及を図るため、創・蓄・省エネ設備の導入、既存住宅の断熱改修、又はみやぎゼロエネルギー住宅の新築を行う県民に対し、補助事業執行実務を担う団体を通じて導入費用の一部を補助する。

また、スマートエネルギー住宅の普及啓発のための広報事業を実施する。

③ 所管部局・課

環境生活部 再生可能エネルギー室

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・宮城県スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成２８年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	285,360	289,300	326,900
決算額	284,357	337,622	371,054

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	6,859	6,285	4,042
実績	5,763	6,373	4,206

【指摘及び意見】

① 1者応募について

スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金は、スマートエネルギー住宅の普及に資する設備導入等を行う県民個人を対象とし、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものである。補助事業者の公募スケジュールは以下のとおりである。

募集期間	令和5年2月22日～令和5年3月22日
補助予定額	323,986千円
公募事業者数	1者
応募事業者数	1者
交付決定額	323,976千円

令和5年度スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金は、上述のとおり公募により1者採択を予定していたところ、実際の補助金応募数も1者であり、結果として当該事業者が採択されている。なお、1者応募・1者採択の状況は平成30年から継続している。

本事業の公募募集期間について、令和3年度は約3週間であったのに対し、令和5年度は約1か月に設定され、応募事業者の応募準備期間が拡大されたことから、幅広く募集を募るという点で一定の改善が確認できる。

しかしながら、依然として応募者数が1者にとどまっている。

「宮城県スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金にかかる補助事業者公募要領」においては補助対象者要件を規定しており、例えば「住宅の省エネルギーに関する技術に精通しており、本事業を的確に遂行する組織、人員を有してい

る」ことを一つの要件としているが、令和5年度に採択された事業者と同様に宮城県の指定確認検査機関として指定されるなど当該事業者と同様の事業を営んでおり、上記要件を満たすと考えられる事業者が複数存在すると考えられる。

(意見1)

公募により事業者を募集しているところ、依然として1者応募の状況が平成30年から継続している。公募の利点の一つは、競争原理が働くことで複数の事業者を比較検討し、自治体にとって最適な選択が可能となる点である。そのため、補助対象者要件を満たすと考えられる事業者や関連団体に対し本事業の周知を図る等、より競争を促すことを検討・実施するべきである。

(4) 温暖化防止間伐推進事業

【事業の概要】

① 事業目的

間伐等による適切な森林の管理・保全を通じて、森林の二酸化炭素吸収機能を増加させるとともに、間伐材を建築物等向けに供給し、炭素を蓄積・固定させ続けることによって地球温暖化防止に貢献し、県民の生活環境の保全に寄与する。

② 事業内容

森林の二酸化炭素吸収機能等を強化するための間伐等や、これらと一体的に行う森林作業道整備に対する補助を行う。

③ 所管部局・課

水産林政部 森林整備課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・温暖化防止森林づくり推進事業実施要領

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成23年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	143,624	114,800	76,500
決算額	58,604	56,063	70,131

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	3,872	4,400	2,640
実績	1,850	1,097	1,400

【指摘及び意見】

① 事業効果について

県は事業効果としてCO₂削減効果を設定している。「新みやぎグリーン戦略プラン」では、令和5年度の単年度の削減効果の計画値を2,640 t-CO₂としている。

一方、「みやぎ環境税活用事業の令和5年度実績について」では、削減効果として令和5年度～令和7年度の3年間の累積削減効果4,199 t-CO₂を公表しており、計画と実績の比較可能性が失われている。両資料を比較すると下記事業効果（指標）の推移（CO₂削減効果(t-CO₂))のとおり、CO₂削減効果の実績が計画値を上回っているように見受けられる。しかしながら、令和5年度の単年度の実績は1,400 t-CO₂であり、計画値を下回っているが、この点は公表されていない。

事業効果（指標）の推移（CO₂削減効果（t-CO₂））

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画 (単年度削減効果)	公表値	3,872	4,400	2,640
実績 (累計削減効果)	公表値	9,247	4,388	4,199
実績 (単年度削減効果)	未公表値	1,850	1,097	1,400

出所：計画（単年度削減効果）は各年度の新みやぎグリーン戦略プラン、実績（累計削減効果）は各年度の「環境福祉委員会」配布資料、実績（単年度削減効果）は森林整備課作成資料

（意見1）

上記のように、県公表の計画値は単年度の削減効果となっているが、実績値は累計削減効果の推定値となっている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では県民は事業が計画通りに進捗しているかどうか判断することが困難である。事業効果を県民が適切に理解できるためには、計画と実績の事業効果は同じ計算方法で算出した値が用いられるべきである。

（意見2）

計画値と実績値が乖離している理由については開示されていないが、実績値が計画値を下回っている原因を質疑により確認すると、「林齢構成が高齢化し施業が主伐に移行しつつあることに加え、人手不足も要因となり、間伐が進まない傾向にあること、また以前に比べて単位面積当たりの搬出量が増加したことに伴い補助金額が増大し、同規模の補助事業の予算を確保しても間伐面積が伸びない状況となっている」ということである（担当課（森林整備課）に対する質問回答）。計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について県民の理解に資するように開示を行うことが望ましいと考える。また、事業効果が計画に比して低い場合、原因分析をもとに次回の事業選定に繋げるなど、効果的な予算の使

い方についても検討すべきである。

② 確認調査について

温暖化防止間伐推進事業では、温暖化防止森林づくり推進事業実施要領第9条において、事業実績報告書等の確認調査が求められている。確認調査の実施に関しては、別途、温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領（以下確認調査要領）が作成されており、当該確認調査要領に基づいて確認調査が行われている。

確認調査要領第2条によると、確認調査には現地調査が含まれており、確認調査要領第4条によると、現地調査は施行状況が事業報告書等の内容と一致しているかどうか確認するものとされている。また現地調査は実施した事業の面積を確認するために行われている（令和6年10月22日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。

確認調査要領第2条第2項において、現地調査の対象となる施行地数は以下のように定められている。

（1）面積が3.0ha以上の植栽施行地に加え、3.0ha未満の植栽施行地のうち無作為に抽出するその10%以上に相当する数の施行地

（2）下刈り、除伐、間伐、ナラ林更新伐、松くい虫被害材搬出利用等又は抵抗性マツ植栽においては、施行地のうち無作為に抽出するその10%以上に相当する数

（3）ナラ枯れ駆除及びツヤハダゴマダラカミキリ駆除においては、同一市町村内での実施箇所のうち、無作為に抽出する10%以上に相当する数

（4）下刈り、間伐、除伐、植栽、ナラ枯れ駆除、ナラ林更新伐、ツヤハダゴマダラカミキリ駆除、松くい虫被害材搬出利用等又は抵抗性マツ植栽作業に係る施行地のうち、GIS上で作成された施行区域を表す図形（以下「GISデータ」という。）、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、前各号の規定にかかわらず、現地調査を省略できる。

3.0ha以上の植栽施行地は確認調査が必須であるが、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。施行地数の10%以上とは確認調査調書の「実施箇所名」を母集団数とした実施箇所数の10%以上であり、実施した面積の10%以上ではな

い。（令和6年10月22日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。

（意見3）

実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、実施した面積の確認を目的とする現地調査は重要である。しかしながら3.0ha以上の植栽施行地を除き、現地調査を行う割合が10%以上となっていれば、選定先について具体的な選定方法の基準はない。そのため選定先の決定方法は補助金申請の窓口となっている地方振興事務所任せとなっている。

補助金額の決定のためには実施した面積の十分な確認が必要であるにもかかわらず、選定方法の基準がないため、その解釈に恣意性が入り、公平性や一貫性が損なわれる可能性がある。確認対象の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討することが望ましい。

（意見4）

上記確認調査要領第2条第2項(4)において、「GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略できる。」との記載がある。これは、GISデータ等を用いれば、正確に実施した面積を確認できるためである（令和6年10月22日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。現状では、ドローン等を使用したGISデータ等の作成が困難な事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。作業によるGISデータ等の作成が普及すれば、人材を投入した現地調査も不要となる。県は働き方改革を進めており、効率的・効果的及び安全・正確に確認作業を行うために、人材育成支援等を通じて、作業によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。

(5) チャレンジ！みやぎ500万本造林事業

【事業の概要】

① 事業目的

成長のピークを過ぎ二酸化炭素の吸収機能が低下した森林を伐採し、新たに植栽することで若返らせ、二酸化炭素吸収等の公益的機能の維持、向上を図る。併せて、社会問題化するスギ花粉症対策を推進するため、花粉症対策スギ苗木の増産施設（ミストハウス）の適正な運用と、採種穂園の新規造成によって花粉症対策苗木の供給力を高め、県民生活の向上に寄与する。

② 事業内容

- ・ 造林未済地等への花粉の少ないスギ等の植栽に対する補助
- ・ 環境に配慮した伐採地の保育に対する補助
- ・ 植栽後の管理経費（防鹿柵設置等）に対する補助
- ・ 花粉症対策に資するスギ苗木の供給体制の強化
- ・ 低コスト再造林の実践提案を行う事業体に対する補助
- ・ 県行造林伐採跡地での低コスト再造林への補助

③ 所管部局・課

水産林政部 森林整備課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・ 温暖化防止森林づくり推進事業実施要領

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	95,000	115,911	127,335
決算額	113,881	112,156	95,465

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度ＣＯ２削減効果（ｔ－ＣＯ２））

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画	3,850	3,850	3,850
実績	3,213	3,552	3,466

【指摘及び意見】

① 低コスト再造林の実践提案を行う事業体に対する補助の事業効果について

低コスト再造林の実践提案を行う事業体に対する補助の趣旨は、将来の宮城県内の森林づくりをけん引する「みやぎ低コスト再造林システム」を構築するため、モデルエリアを設定し、従来の補助事業の枠にとらわれない最新の技術や知見を取り入れた低コストな再造林の実践提案を募集することである。

補助の条件として、「低コスト造林の実施効果を自己分析し、事業実施後３年間にわたり低コスト化の効果及び活着状況等について報告を行うとともに、枯死木が著しく多い場合は、補植等により健全な成林に努めること。」を提示している。

「事業実施後３年間にわたり低コスト化の効果及び活着状況等について報告を行う」という部分について、明示はされていないものの、県としては事業実施後の３年後にまとめて報告を行うことでも問題ないとしているようである（令和６年１０月２８日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。

そのため、補助初年度である令和３年度の補助対象事業者からの報告が、３年後の令和６年度内には提出される予定である。また報告の提出が完了次第、県では、事後的な評価を行う予定である。

(意見1)

現状では、補助対象事業者からの低コスト化の効果及び活着状況等についての報告について、提出期限が設定されていない。そのため、県は令和3年度の補助対象事業者に報告を提出するように求めているが、提出状況は芳しくない。

当該事業は、「みやぎ低コスト再造林システム」を構築し、将来の宮城県内の森林づくりをけん引するために行うものであることから、県は実施された事業について効果を検証し、「みやぎ低コスト再造林システム」を構築、将来の宮城県内の森林づくりに活かしていく必要がある。そのためには、報告の期限を設定し、報告を適切な時期に入手することが望ましい。

② 確認調査について

(意見2)

温暖化防止間伐推進事業と同様に、実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、実施した面積の確認を目的とする現地調査は重要である。しかしながら3.0ha以上の植栽施行地を除き、現地調査を行う割合が10%以上となっていれば、選定先について具体的な選定方法の基準はない。そのため選定先の決定方法は補助金申請の窓口となっている地方振興事務所任せとなっている。

補助金額の決定のためには実施した面積の十分な確認が必要であるにもかかわらず、選定方法の基準がないため、その解釈に恣意性が入り、公平性や一貫性が損なわれる可能性がある。確認対象の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討することが望ましい。

(意見3)

温暖化防止間伐推進事業と同様に、確認調査要領第2条第2項(4)において、「GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略できる。」との記載がある。これは、GISデータ等を用いれば、正確に実施した面積を確認できるためである（令和6年10月22日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。現状では、ドローン等を

使用したGISデータ等の作成が困難な事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。よって、作業者によるGISデータ等の作成が普及すれば、人材を投入した現地調査も不要となる。県は働き方改革を進めており、効率的・効果的及び安全・正確に確認作業を行うために、人材育成支援等を通じて、作業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。

（６） マツ林景観保全事業

【事業の概要】

① 事業目的

松くい虫被害跡地のマツ林再生等を進め、特別名勝「松島」地域等の景観を保全する。 また、ICT等の新たな技術を活用し、効果的な景観保全対策を図る。

② 事業内容

- ・ 抵抗性マツ植栽
- ・ 樹幹注入
- ・ 松くい虫被害処理木搬出・利用

③ 所管部局・課

水産林政部 森林整備課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・ 温暖化防止森林づくり推進事業実施要領

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	36,000	34,200	34,200
決算額	31,583	27,228	17,978

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	34	34	29
実績	42	39	49

【指摘及び意見】

① 事業効果について

事業効果をCO₂削減効果として設定している。「新みやぎグリーン戦略プラン」では、令和5年度の単年度の削減効果の計画値を29 t-CO₂としている。一方、「みやぎ環境税活用事業の令和5年度実績について」では、削減効果として令和5年度～令和7年度の3年間の累積削減効果53 t-CO₂を公表しており、計画と実績の比較可能性が失われている。

事業効果（指標）の推移（CO₂削減効果(t-CO₂))

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画 (単年度削減効果)	公表値	34	34	29
実績 (累計削減効果)	公表値	66	46	53
実績 (単年度削減効果)	未公表値	42	39	49

出所：計画（単年度削減効果）は各年度の新みやぎグリーン戦略プラン、実績（累計削減効果）は各年度の「環境福祉委員会」配布資料、実績（単年度削減効果）は森林整備課作成資料

(意見1)

上記のように、県公表の計画値は単年度の削減効果となっているが、実績値は累計削減効果の推定値となっている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では県民は事業が計画通りに進捗しているかどうか判断することが困難である。事業効果を県民が適切に理解できるためには、計画と実績の事業効果は同じ計算方法で算出した値が用いられるべきである。

② 確認調査について

(意見2)

温暖化防止間伐推進事業と同様に、確認調査要領第2条第2項(4)において、「GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略できる。」との記載がある。これは、GISデータ等を用いれば、正確に実施した面積を確認できるためである(令和6年10月22日に実施した担当課(森林整備課)に対する質疑応答)。現状では、ドローン等を使用したGISデータ等の作成が困難な事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。よって、作業によるGISデータ等の作成が普及すれば、人材を投入した現地調査も不要となる。県は働き方改革を進めており、効率的・効果的及び安全・正確に確認作業を行うために、人材育成支援等を通じて、作業によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。

(7) ナラ林等保全対策事業

【事業の概要】

① 事業目的

ナラ類は里山林を構成する重要な樹種ですが、近年ナラ枯れ被害区域が拡大していることから、被害木の駆除を支援し、被害拡大を防ぐことにより、里山林の保全を図ります。また、ナラ材の利用が減り、ナラが大径化・高齢化したことが被害拡大の一因と考えられるため、伐採・更新・利用を促し、ナラ林の保全・再生を図ります。さらに、近年里山林に大きな被害を及ぼす恐れがある外来カミキ

リムシ類の被害が確認されていることから、駆除対策を支援し、里山林の保全を図ります。

② 事業内容

- ・ナラ枯れ被害木の駆除
- ・ナラ枯れ予防対策
- ・ツヤハダゴマダラカミキリ被害対策

③ 所管部局・課

水産林政部 森林整備課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・温暖化防止森林づくり推進事業実施要領

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	21,983	20,883	24,000
決算額	17,943	19,189	19,417

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果（t-CO₂））

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	229	328	459
実績	292	350	361

【指摘及び意見】

① 確認調査について

（意見１）

温暖化防止間伐推進事業と同様に、実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、実施した面積の確認を目的とする現地調査は重要である。しかしながら３．０ha以上の植栽施行地を除き、現地調査を行う割合が１０％以上となっていれば、選定先について具体的な選定方法の基準はない。そのため選定先の決定方法は補助金申請の窓口となっている地方振興事務所任せとなっている。

補助金額の決定のためには実施した面積の十分な確認が必要であるにもかかわらず、選定方法の基準がないため、その解釈に恣意性が入り、公平性や一貫性が損なわれる可能性がある。確認対象の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討することが望ましい。

（意見２）

温暖化防止間伐推進事業と同様に、確認調査要領第２条第２項（４）において、「ＧＩＳデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略できる。」との記載がある。これは、ＧＩＳデータ等を用いれば、正確に実施した面積を確認できるためである（令和６年１０月２２日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。現状では、ドローン等を使用したＧＩＳデータ等の作成が困難な事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。よって、作業によるＧＩＳデータ等の作成が普及すれば、人材を投入した現地調査も不要となる。県は働き方改革を進めており、効率的・効果的及び安全・正確に確認作業を行うために、人材育成支援等を通じて、作業によるＧＩＳデータ等の作成を普及することが望ましい。

(8) 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業

【事業の概要】

① 事業目的

二酸化炭素吸収源の確保や持続可能な社会を実現するうえで、環境負荷の少ない地域産材を積極的に利用することが重要であり、一般住宅への宮城県産材利用を更に普及させる必要がある。このため、子育て世代や県外からの移住者に対する支援を拡充し、木造住宅の新築・リフォーム等を推進することにより、県産材の利用拡大と定住促進を図る。

② 事業内容

・新築住宅支援

県産木材を一定割合以上使用した、新築戸建て木造住宅の木材費の一部を支援する。

・住宅リフォーム支援

県産木材を一定割合以上使用した木造住宅等のリフォームに係る木材費の一部を支援する。

③ 所管部局・課

水産林政部 林業振興課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	267,895	267,891	290,960

決算額	317, 050	259, 556	250, 576
-----	----------	----------	----------

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	5, 199	5, 199	5, 427
実績	6, 929	5, 729	5, 293

【指摘及び意見】

① 新築住宅支援について

県による申請書類の審査資料の一部で、チェック証跡の記載漏れが確認された。

具体的には、申請日時点で申請者が入手しておらず、後日提出となっていた住民票の写しについて、申請書類である「チェックリスト」及び審査資料である「補助金交付申請書新築住宅支援審査用チェックリスト」の提出済み欄へのチェックの記載が漏れていた。本来であれば、「チェックリスト」には住民票の写しが提出された時点で、また、「補助金交付申請書新築住宅支援審査用チェックリスト」には審査の時点で、それぞれチェックが付されるべきであるが、これらのチェック証跡を用いてチェック作業を行うことの必要性を、各時点まで継続して認識できていなかったことにより、チェック証跡の記載漏れが生じている（令和6年10月31日に実施した担当課（林業振興課）に対する質疑応答）。

このため、チェックリストを用いた、申請書類の網羅性に関する確認作業が形骸化しているおそれがある。

（指摘1）

申請書類の提出の網羅性を確認するためのチェックリストの利用が形骸化していることは、適切な審査の実行への支障となる。書類の提出が遅れている申請を個別に管理し、未了事項を把握できる状態にすることで、提出書類の網羅性の確認を徹底する必要がある。

② 住宅リフォーム支援について

住宅リフォーム支援は、既存の資産を有効に活用しながらリフォームによる県産材の利用を促すことができる施策であり、県産材の利用拡大に繋がるほか、木材を建築物等に利用することにより、CO₂が木材の中に長期間固定され、地球温暖化防止にも有効であると考ええる。

このような効果を最大限発揮できるよう、県としても当メニューの利用拡大に取り組む必要があるが、令和5年度においては、事業量として40棟分を予定していたところ、実際の申請数及び交付決定数は5件にとどまっている。背景としては、補助要件の一つである県産材の利用量が立米単位のみで定められていたため、床や壁等、平面のリフォームにおいては要件を充足せず、申請を見送るケースが多く生じたことが想定される（令和6年10月31日に実施した担当課（林業振興課）に対する質疑応答）。このため県は、令和6年度から、県産材の利用量として平米単位での要件充足も認めることとし、利用拡大を図っている。

（意見1）

相談会の開催等により、住宅リフォーム支援の認知度向上に取り組むとともに、補助要件について申請に当たりボトルネックとなっている県産材利用量の下限値等の継続的な見直しを行い、より幅広く支援制度が利用されるような取組みを推進すべきである。

（9） みやぎCLT普及促進事業

【事業の概要】

① 事業目的

県産材を使用したCLT等新たな木製品の「需要拡大」と「価格低減」を図るため、CLT等新技术活用の建築物やCLTユニットの普及を推進するとともに、あらゆる場面でCLT等を活用するための製品開発などの取組みを支援し、木材需要の創出により温暖化対策（CO₂固定化）に貢献する。

② 事業内容

- ・ CLT等新技术建築支援事業

県産CLTや超厚合板・DLT等を活用した建築物の建設を支援

- ・CLTユニット建築支援事業

県産CLTによるユニットを活用した建築物の建設を支援

- ・CLT活用技術創出事業

県産CLTの新製品、活用技術を開発

※CLT：一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。Cross-Laminated-Timberの略。

※DLT：製材を並べてから穴をあけ、木ダボを差し込むという、とてもシンプルな工程で製造できる木質素材。Dowel-Laminated-Timberの略。

③ 所管部局・課

水産林政部 林業振興課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・補助金等交付規則

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	68,902	68,902	68,402
決算額	60,657	57,341	56,269

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
--	-------	-------	-------

計画	355	355	337
実績	308	198	158

【指摘及び意見】

① C L Tユニット建築支援事業について

本事業を構成する一つであるC L Tユニット建築支援事業は、民間事業者に対し県産C L Tによるユニットを活用した建築物の建設を支援するための補助金を交付する事業であり、令和5年度から新たに本事業のメニューに加えたものであるが、令和5年度においては、申請実績及び交付実績がなかった。

C L Tは比較的新しい木質建材であり、県産材の新たな活用方法として定着すれば県産材需要の創出に繋がるほか、木材を建築物等に利用することにより、C O 2が木材の中に長期間固定され、地球温暖化防止にも貢献することが期待されている。

しかし、当メニューが実際に利用されていない現状では、事業目的の達成に効果をもたらしているとは言い難いため、利用促進のための措置を講じていく必要がある。

（意見1）

例えば相談会やC L T建築物の見学会、技術者向けの研修会の開催など、C L Tユニット建築支援事業の認知度向上に取り組むとともに、申請要件や募集方法を見直し、実際に事業が利用されるような取組みを推進すべきである。

（10） 環境創造基金市町村支援事業

【事業の概要】

① 事業目的

豊かな自然環境を守り、次世代に確かに引き継いでいく。

② 事業内容

市町村が実施する地域の良い環境の保全、創造に資する「メニュー選択型」と「市町村提案型」の2種類の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において

みやぎ環境交付金を交付する。

③ 所管部局・課

環境生活部 環境政策課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・みやぎ環境交付金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成29年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	320,099	320,099	320,099
決算額	309,175	313,387	314,703

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	1,848	1,162	4,115
実績	1,839	1,360	3,030

【指摘及び意見】

① 交付要綱別表とQ&Aの内容の相違について

みやぎ環境交付金交付要綱別表3には、交付対象外とする経費の例として、「LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費」があげられている。一方、みやぎ環境交付金事業Q&A（令和3年2月策定・9月改訂）においては、Q. 6「過去に交付金を活用して設置した旧型のLED照明を消費電力の少ない新型のLED照明へ更新するといった事業は、交付金事業の対象となり得るのか。」、Q. 40「新築施設への太陽光発電設備

やLED照明の設置は対象事業となり得るのか。」及びQ. 44「LED街路灯の新設は対象事業となり得るのか。」との問いに対しても「対象事業となり得る」との回答がなされており、上記交付要綱別表との間に相違が生じている。令和5年度から「LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費」を交付対象外とし、各市町村にも別途伝達を行ったものの、当該変更をQ&Aに反映していなかったことが、当該相違の理由となっている。

（指摘1）

本交付要綱と本Q&Aの内容に相違が生じている状況は、申請者である各市町村へ別途伝達を行っていたという事実があったとしても、県による公表情報の正確性を損なうおそれがあり、また、申請者の混乱や、申請誤りを招くおそれもあることから、適切ではない。両者を同時に改訂、公表するための情報更新のプロセスを整備する必要がある。

② 仙台市のアクションプログラム推進事業及び省エネ家電買い替えキャンペーン事業（メニュー選択型）について

アクションプログラム推進事業は、次世代自動車を導入する中小企業者に対し補助を行う事業である。事業実施に際して仙台市から提出されたみやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実施計画書及び実績報告書を比較すると、事業費は計画：10,000千円から実績：11,200千円と微増で推移しており、また、補助実績も以下のように台数全体で微増に留まっている。

計画：トラックバス11台、タクシー19台

実績：トラックバス2台、タクシー34台

一方で、CO₂削減効果は計画：105トンから実績：306トンと大幅に増加しているが、当該増加の背景について検討、確認がなされていない。

省エネ家電買い替えキャンペーン事業は、家庭において温室効果ガス排出量の大きい家電製品（エアコン・冷蔵庫）の買い替えの促進に向け、省エネ性能の高い家電製品への買い替えを行った市民に対し、抽選で景品が当たるキャンペーン